

京都市告示第411号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の37の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

平成30年11月9日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社フィオレット（代表取締役 滋井 彬浩）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市中京区丸太町通新町西入大炊町185番2号

3 事業所の名称

支援相談ブロッサム

4 事業所の所在地

京都市西京区下津林南大般若町127番地 菊池第三マンション107号室

5 指定する事業の種類

障害児相談支援

6 指定年月日

平成30年11月1日

7 事業所番号

2674000266

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）